

議案第30号

目黒区立幼稚園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立幼稚園条例の一部を改正する条例

目黒区立幼稚園条例（昭和42年11月目黒区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とする。

第8条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 正当な理由がなく一時預かり保育料を納付しないとき。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(一時預かり事業の実施)

第8条 幼稚園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（現に在園している者に対して行うものに限る。）を行う。

2 委員会は、前項に規定する事業の利用の承認を受けた幼児の保護者から、当該事業の利用に係る保育料（以下「一時預かり保育料」という。）を徴収する。

3 一時預かり保育料の額は、目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の定めるところによる。

(一時預かり保育料の不還付)

第9条 既に納めた一時預かり保育料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

付 則

- 1 この条例は、目黒区教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区立幼稚園条例第8条第1項に規定する一時預かり事業を利用するための手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 新たに一時預かり事業を実施するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。